

**《いわぎん》インターネットEBサービス
「ビジネスWeb」の不正な払戻しによる預金被害補償規定**

1. 《いわぎん》インターネットEBサービス「ビジネスWeb」の盗取されたログインIDまたはパスワード等を用いて行われた不正な払戻し（以下、「不正払戻し」といいます。）について、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は、本規定に定めるところにしたがって、当行に対して、当行所定の補償限度額の範囲内で当該取引にかかる不正払戻しの額に相当する金額（手数料および利息を含み、以下、「被害額」といいます。）の補償を請求することができます。
 - (1) ログインIDもしくはパスワード等の盗取または不正払戻しに気づいてから速やかに当行への通知が行われた場合
 - (2) 当行の調査に対し契約者より十分な説明が行われた場合
 - (3) 警察署への通報を行っていることが確認できた場合

2. 前項の請求がなされた場合、不正払戻しが契約者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正払戻しにもとづく被害額を補償するものとします。

ただし、不正払戻しが行われたことについて、契約者に過失がある場合はこの限りではなく、この場合、当行は、具体的な被害の状況や契約者の過失の程度に応じて補償金額を決定し補償する場合があります。

3. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償しません。
 - (1) 契約者または契約者の従業員等（契約者から金銭的な利益その他の利益を得ている方を含みます。以下同様とします。）に重過失があった場合（例えば、契約者が第三者にログインIDやパスワード等の管理を委ねたことにより不正払戻し起きた場合、もしくは、契約者が第三者にログインIDやパスワード等の管理を委ねている間にログインIDやパスワード等が流出し不正払戻し起きた場合がこれに当たりますが、このような場合に限られません。）
 - (2) 契約者または契約者の従業員等自らの行為、もしくは加担によって生じた不正払戻しである場合、および契約者が他人に強要されたことによって生じた不正払戻しの場合
 - (3) 契約者が日本国外に居住、または日本国外で利用している場合
 - (4) 契約者から当行に対して重要な事項に関して虚偽の説明がなされた場合
 - (5) 契約者がセキュリティ対策ソフトを導入していない場合、または同程度の注意義務違反が認められる場合
 - (6) 当行による調査および警察による捜査への協力がなされない場合
 - (7) ログインIDもしくはパスワード等の盗取または不正払戻しが、地震、噴火等の大規模自然災害、戦争、その他これらに類似の事変または暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれらに付随して行われた場合

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償金額を減額し、または補償を行わない場合があります。
 - (1) 当行が導入しているセキュリティ対策を実施していない場合

- (2) インターネットバンキングに使用しているパソコンに関し、OSやブラウザなどインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合
- (3) 当行が推奨する利用環境以外のOSやブラウザを使用している場合。また、OSやブラウザなどパソコンにインストールされている各種ソフトウェアについて製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合
- (4) セキュリティ対策ソフトを最新の状態で稼働していない場合
- (5) パスワード等の変更を定期的に行っていないなどログインID、パスワード等を適切に管理していない場合
- (6) 当行が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行っている場合
- (7) 他人へ譲渡、貸与または担保に差し入れたパソコンまたはスマートフォンその他情報機器（以下、「パソコン等」という。）が不正に使用された場合
- (8) パソコン等が盗難被害に遭い、かつログインIDまたはパスワード等をパソコン等内のファイルに保存していた場合
- (9) その他、契約者に上記（1）～（8）と同程度の注意義務違反があると認められる場合

5. 契約者が不正払戻しを行った者から損害賠償または不当利得返還等の名目の如何を問わず金銭を受けた場合には、当行はその受けた限度において第1条にもとづく補償の請求に応じることはできません。

6. 当行が第2項の規定にもとづき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、被害預金に関する契約者の当行に対する払戻請求権は消滅します。

7. 当行が第2項の規定にもとづき補償を行った場合には、当行は当該補償を行った金額の限度において、不正払戻しを行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. 当行が第2項の規定にもとづき補償を行った後、契約者に第3項、第4項、第5項の何れかに該当する故意または過失が判明した場合、当行は契約者に補償金の返還を請求する場合があります。補償金の返還請求が行われた場合、契約者は当行に対して速やかに補償金を返還するものとします。

以上